

本市発注工事における社会保険等未加入対策について

平成 29 年 2 月
総務部契約検査課

1 趣旨

建設産業の担い手確保に向けた技能労働者の処遇向上等を目的として建設業における社会保険等の未加入解消に向けた取組が全国的に取り組まれています。

本市においても、法定福利費を適切に負担している建設業者が入札において不利になることの防止などの公平で健全な競争環境の構築や、将来にわたる建設産業の担い手確保の観点から、国の取扱いに準じ、本市発注工事について元請業者が社会保険等未加入の建設業者と一次下請契約を締結することを原則禁止します。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

2 主な内容

本市発注工事（小額工事を除く。）を受注した元請業者が、社会保険等に未加入の建設業者（適用除外を除きます。）と、一次下請契約を締結することを原則禁止し、会津若松市工事請負契約約款に規定します。

施工体制台帳等による確認の結果、未加入が判明した場合、市が指定する期間内に、未加入一次下請業者が社会保険等に参加したことを確認できる書類の提出がなかった場合、元請業者に対し、契約違反として入札参加資格停止措置を講じます。

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事から適用します。

<参考> 会津若松市建設工事請負約款 第 7 条の 2

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第 7 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定する期限までに、社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したときはこの限りではない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務